

Fit Payment 申込内容について

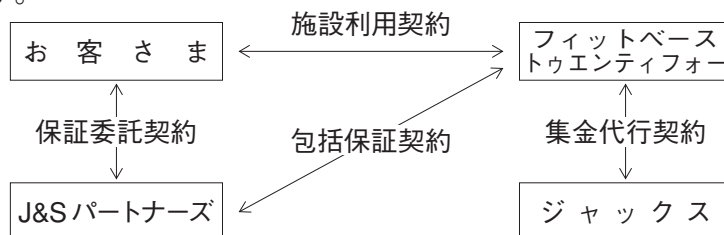
<集金代行・保証委託契約>

I 本書面について

*本書面の中で不明な点がございましたら、フィットベーストゥエンティフォー利用契約（フィットベーストゥエンティフォーの利用に関すること）についてはフィットベーストゥエンティフォーにおたずねください。保証委託契約（お支払いに関すること）については、(株)ジャックス（以下「ジャックス」といいます）におたずねください。

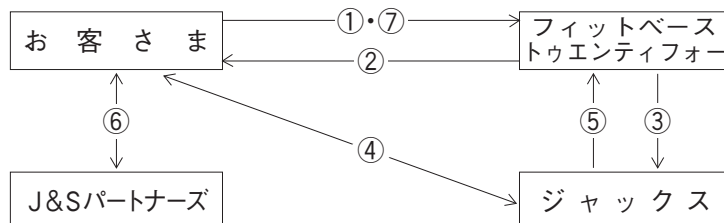
II Fit Payment のしくみ

*この契約は、四者間の契約です。



お客さまがこのシステムを利用してフィットベーストゥエンティフォーへの入会を希望した場合、フィットベーストゥエンティフォーの月額利用料のお支払いについて、あらかじめ J&S パートナースに保証を委託した上で、ジャックスの口座振替システムを利用し、フィットベーストゥエンティフォーに月額利用料をお支払いすることとなります。

*月額利用料の流れ



III 契約の流れ

- ①お客さまは、フィットベーストゥエンティフォーの会員会則を承諾し、フィットベーストゥエンティフォーへの入会を申込みます。
 - ②フィットベーストゥエンティフォーは、お客さまに施設の利用、サービスを提供します。
 - ③フィットベーストゥエンティフォーは、ジャックスに月額利用料の集金業務を委託します。
 - ④お客さまは、ジャックスの口座振替システムを利用し、フィットベーストゥエンティフォーに対し月額利用料のお支払いをします。
 - ⑤ジャックスは、お客さまのご指定口座より月額利用料を引き落とし、フィットベーストゥエンティフォーに支払います。
 - ⑥お客さまより3ヶ月以上、フィットベーストゥエンティフォー利用料のお支払いがない場合、J&S パートナースが保証会社としてフィットベーストゥエンティフォーに代位弁済いたします。従いまして、代位弁済分の利用料は J&S パートナースがお客さまに直接請求し、お支払いをいただきます。その際には、お客さまは J&S パートナースに対し所定の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。
 - ⑦ J&S パートナースが保証する債務限度は、最大で月額利用料の3ヶ月分、合計金額5万円までとなります。保証債務限度を超えた遅延利用料については、フィットベーストゥエンティフォー利用契約書に基づき、フィットベーストゥエンティフォーにお支払いいただきます。
- なお、月額利用料を延滞した場合の規約退会についてはフィットベーストゥエンティフォー利用契約に定める規定が適用されます。
- *保証委託契約の流れは施設利用契約と同期間となります。なお、契約日は申込書記載のお申込日とします。

- この契約はお客さま自身のものです。お申込みの際は「Fit Payment 申込内容」「会費等の支払い、個人情報取扱に関する同意条項」をよく読んでから十分納得した上でお申込みください。名義貸しは絶対に止めましょう。
- 「会費等の支払い、個人情報取扱に関する同意条項」は、契約成立後は契約の内容を明らかにした書面になりますので、大切に保管してください。
- お申込みは取引の代金決済のためのものです。記載内容以外の取引や約束はないことを確認してください。万一、ジャックス・J&S パートナースがお客さまにご確認のお電話をした際に、確認した内容以外の約束をしていた場合には、お客さまが不利益を被る場合もあります。
- お客さまへご契約に関して通知をする場合、ジャックス・J&S パートナースでは発信部署名、電話番号、住所を表示いたします。それらの記載のない通知書は正規のものではありませんので、万一受領した場合はジャックス・カスタマーセンターまでご連絡ください。

会費等の支払い、個人情報取扱に関する同意条項

契約者（契約者が未成年者の場合はその親権者を含む。以下同じ。）は、株式会社COSPAAウエルネス（以下「当社」という。）と会員規約に基づく施設利用契約並びにその他各種契約（以下これらを総称して「施設利用契約等」という。）を締結するにあたり、以下の各条項を確認し、その内容について同意・承諾します。

第1条（会費等の集金代行と代位弁済）

- 当社は、施設利用契約等に基づき契約者が当社に支払う会費等の代金の集金業務を、株式会社ジャックスに委託します。
- 当社は、契約者の会費等の支払債務に関し、当社と提携する債務保証会社（以下「保証会社」という。）との間で3ヶ月分の支払債務について保証契約（以下「保証契約」という。）を締結します。
- 契約者は、施設を規約退会となった場合、契約者の会費等の支払債務を保証会社が当社に代位弁済することに同意します。
- 保証会社は、代位弁済した金額を契約者に直接請求するものとし、契約者は当該請求を受けたときは直ちにその額を支払うものとします。
- 保証会社が保証する債務限度は、最大で会費等の3ヶ月分、合計金額5万円（税抜）までとします。
- 契約者は、保証契約範囲外の金額については施設利用契約等の定めに基づき、当社に支払うものとします。

第2条（保証会社への個人情報の提供、保証会社の個人情報の収集・保有・利用）

- 契約者は、当社が保証会社との保証契約を履行するため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保護措置を講じたうえで保証会社に提供すること、並びに保証会社が以下の条項に基づいて収集・保有・利用することに同意します。
 - 契約者の氏名、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他契約者に関する最新の属性情報
 - 施設利用契約等に関する情報、保証契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- 契約者は、保証会社が本サービスに関する債権管理・回収業務の一部又は全部を、保証会社の提携先企業に委託（債権譲渡を含む）する場合に、保証会社が個人情報の保護措置を講じた上で、1により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。
- 契約者は、保証会社が保証会社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、保証会社が個人情報の保護措置を講じた上で、1により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。
- 契約者は、保証会社が次の場合に、個人情報の保護措置を講じた上で1により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。法令（強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。）に基づいて、公的機関等に対して1により収集した個人情報を提供する場合。
- 契約者は、本契約に基づく精算及び本契約に関する紛議の解決等のため、保証会社が1①②の個人情報を当社に提供することに同意します。

第3条（保証会社から契約者への通知）

- 保証会社から契約者に対する通知は、第2条第1項で保証会社が保有した住所宛の郵便、電話、またはメール送信等、いずれの方法によっても行うことができるものとします。

- 契約者の住所等が変更となった場合において、当社への申告がなされなかったことにより、いずれかの通知が不着となった場合には、保証会社は通常届くべきときに到達したとみなすことができるものとします。

第4条（反社会的勢力の排除）

- 契約者は、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団 ②暴力団員 ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ④暴力団準構成員 ⑤暴力団関係企業 ⑥総会屋 ⑦社会運動等標ぼうゴロ ⑧政治活動等標ぼうゴロ ⑨特殊知能暴力集団 ⑩テロリスト等（その疑いがある場合を含む） ⑪その他前各号に準ずる者
- 契約者が自身または第三者を利用して以下に該当する行為を行った場合、または行うおそれがあると保証会社が判断した場合には、その後一切の保証会社サービスのご利用をお断りすることがあります。
 - 保証会社・委託先に対する暴力的な言動や脅迫的な言動 ②保証会社・委託先の名誉や信用を毀損する行為 ③保証会社・委託先の業務を妨害する行為 ④意図的な未払い等の詐欺的な行為 ⑤架空もしくは虚偽の内容の取引 ⑥情報を改ざんまたは悪用した取引 ⑦合理性に欠き著しく不自然な取引 ⑧その他の違法行為や保証会社・委託先に対する法的な限度を超えた不当要求行為
- 契約者が第1項のいずれかに該当した場合、または第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、第2項のいずれかに該当する行為が行われ、または行われるおそれがあると認める場合のいずれかであって、取引を継続することが不適切であると保証会社が認めるときは、保証会社は既に成立した保証契約を無催告で解除できるものとします。

第5条（合意管轄裁判所）

契約者は、本契約について紛争が生じた場合、保証会社の本社・各支店または契約者の住所地を管轄する簡易裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意します。

2024年6月1日改訂